

平成6年度心身障害研究

望まない妊娠等の防止に関する研究

分担課題：望まない妊娠で出生した児及び母親のケアに関する研究

平成6年度総括報告

国立精神・神経センター 精神保健研究所

上林靖子

I. はじめに

生殖をめぐる科学が急速に進歩したにもかかわらず、現代社会では、児が父母に望まれずに誕生する機会は少なくない。子どもにとって、両親から祝福されて生を受けるということが、この上ない幸福の証であるとされてきた。ときには不幸にしてこの最初の関門でつまづきながらも、親として子として家族をなし、生活しているものもあろう。あるいはそれぞれが別個の道をとって歩みつづけることを余儀なくされるものもある。これらの子どもおよび親はともに精神保健上きわめてハイリスクにあると予想される。そのなかで直面する社会的、経済的、あるいは精神心理的な困難を明らかにし、それらに対する対応を検討することが、この分担班に与えられた課題である。

II. 研究の方法

この課題に取り組むにあたって、2つのアプローチをとった。第1は疫学的アプローチで、人口統計学的資料をもとに望まない妊娠で出生する子どもの推計し、関連要因を把握する。一般の乳幼児を対象に、望まない妊娠の結果の出生児の出現頻度と心身の発達、情緒・行動の実態を計画出産で生まれた子どもと比較して問題点、望ましいケアのあり方について検討する。第2は実際に望まない妊娠の結果出生した児をケアする役割を担うことになる諸機関での、児と母親についての実態を把握することである。これについては、児童相談所、乳児院、養護施設、里親と養子縁組み、母子寮、女性援護施設などを対象にした。家庭で養育されている望まないで生まれてきた子どもが、情緒や行動の問題あるいは神経症・人格の障害などをあらわすこともある。これらの子どもにも注目するために、児童相談所や、精神保健相談、児童青年を対象とする精神科をも対象とすることにした。図1-1は、望まない妊娠で出生した児の現存する主なケアシステムを示したものである。これらより、望まれない妊娠で生まれた子どもがどのような問題を持ち、相談・援助を求めているか、実際どのように処遇されたかを調査し、望ましいケアのあり方について考察する。

これらの研究計画を実行するために、研究協力者8人をえた。表1-1に研究協

力者と課題を示した。初年度は各研究協力者ごとに、既存の資料からの問題点を抽出することを中心に、これをもとに、対象把握の方法的検討を慎重におこない、研究目的に対応した適切な変数を設定し、予備的な調査をおこなってきた。

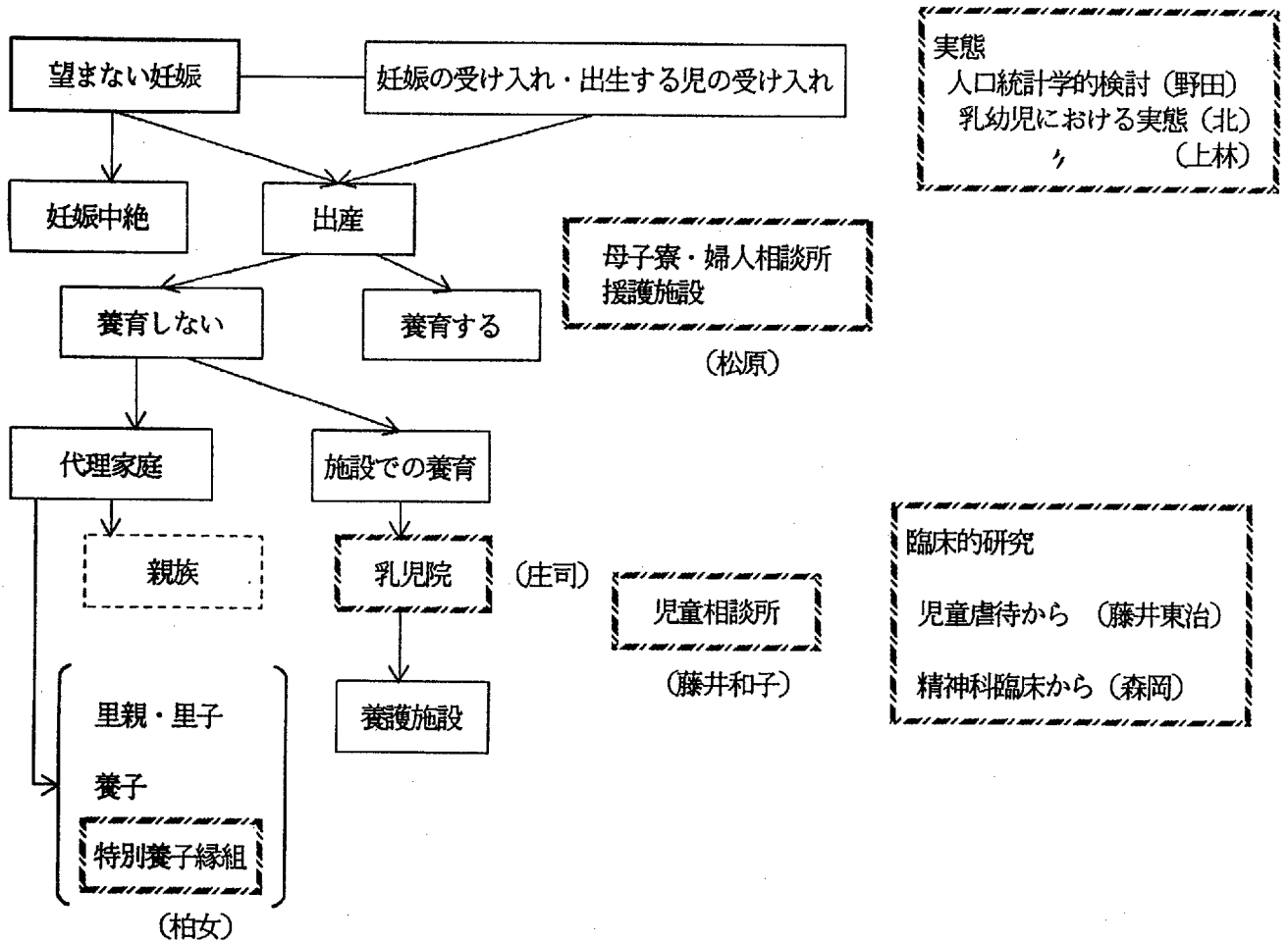


図1-1 現行の処遇形態と研究分担

表1-1 研究班構成

| 分担 | 研究者氏名 | 担当課題 |
|-------|-------|---------------------------|
| 研究者 | 上林 靖子 | 望まない妊娠で出生した児と親のケアに関する研究総括 |
| 研究協力者 | 柏女 霊峰 | 特別養子縁組みの実態と問題点 |
| | 庄司 順一 | 乳児院で処遇される子供をめぐる問題 |
| | 野田 順子 | 人口統計学的解析 |
| | 森岡由起子 | 児童・思春期臨床からみた望まれなかった子ども |
| | 藤井 和子 | 児童相談所における望まない妊娠で生まれた子ども |
| | 松原 康雄 | 母子への援助施設からみた問題 |
| | 藤井 東治 | 児童虐待における「望まれなかった子ども」 |
| | 北 道子 | 乳幼児健診からみた「望まれなかった児と母親」の問題 |

Ⅲ．本年度の研究成果

1 「望まない妊娠で出生した子ども」の規定をめぐる問題について（上林）

この研究を始めるにあたって、望まない妊娠で出生した子どもであることをいかに把握するかを、共通の課題として、研究班会議において検討した。

まず「望まない」という主体が誰であるかが問われた。子どもの養育に携わることになる母親と父親が望んだのか否かが重要であることは異論がなかった。時に、子どもが弟や妹の誕生を望まないこともある。この場合は兄や姉が乳児に嫉妬し退行したり、母親の愛情を失わないように過度に親に従順になったりするなどの反応を引き起こすことがよく知られている。そのほか、祖父母、その他身内の人々が望まないこともあろう。このように両親以外の人々が望まない場合も複雑に家族全体に心理的圧力になり、影響を与えるものである。しかし、これらの人々が望んでいたか否かについて情報を得ることは困難であると考えられたので、ここでは児のケアに実際に関わる母親と父親を望まない主体としてとらえることにした。

続いて、望まない妊娠であったことを把握するにあたって、どのような情報が有用であるかについて討議した。養子縁組み、里親などのケースではそもそも養育困難から生じ、出生前から養育を放棄している例では多くが望まない妊娠であったということが報告される。しかし、養護問題をもって児童相談所を利用するケースや児童虐待、そのほかの臨床ケースでは児の妊娠を「望んでいなかった」と母親あるいは父親が報告することがある。この場合では、継続的な相談のなかで、ある時間たって明らかになることも少なくない。ところで、一般人口を対象にした面接場面や調査表において、これを直接問いかけることは面接や調査にたいする抵抗を高めるとおもわれること、さらに正確な反応をえられるかどうかにも疑問があるので、別の尺度が必要であるとの点で一致した。

望んで、予定していた子どもであるか否かをとらえる視点として、次の7点をあげた。

- ① 妊娠がわかったとき、赤ちゃんをほしいと思っていたかどうか。
- ② 妊娠が予定していた時期であったか、予定よりも早かったか。
- ③ 妊娠が母親側のみ計画ではなく、父親にも期待されていたか。
- ④ 妊娠期間中、孤独感、抑うつ感、不機嫌など感情の障害がなかったかどうか。
- ⑤ 妊娠中の心身のケアに関心を持ち、出生する児のための準備に積極的であったか。
- ⑥ 出生した乳児への関心、愛着が見られたか。
- ⑦ 若年妊娠（20才以下の分娩）。婚姻外の妊娠。

これらについて否定的な傾向が強いものほど、望まない妊娠であると推定される。これをもとに、調査の対象に対応して質問項目を設定することになった。

2 疫学的研究

1)人口統計学的検討：野田は全国的な調査資料をもとに、「望まない妊娠で出生した児」の概数とその経年的変化を把握しようと試みた。利用されたのは、届出遅れ出生児数（人口動態統計）、非嫡出出生数（人口動態統計）、棄児数（人口動態統計）、全国養護施設に入所してきた被虐待児童とその親に関する研究報告書等の資料である。

非嫡出子は1976年ころから1.2~1.4万人で推移しているが、出生児数が減じているため総出生数に対する割合では1976年以降増加しており、1992年では1.13%である（図2-1.1, 2-1.2）。

図2-1.1 非嫡出出生数

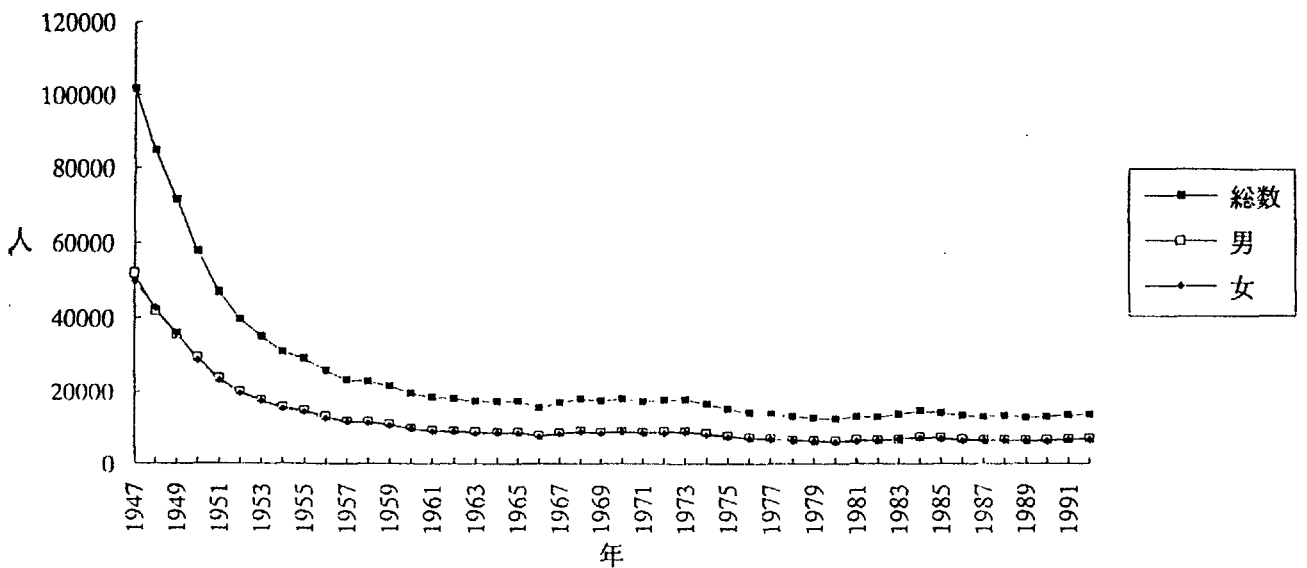
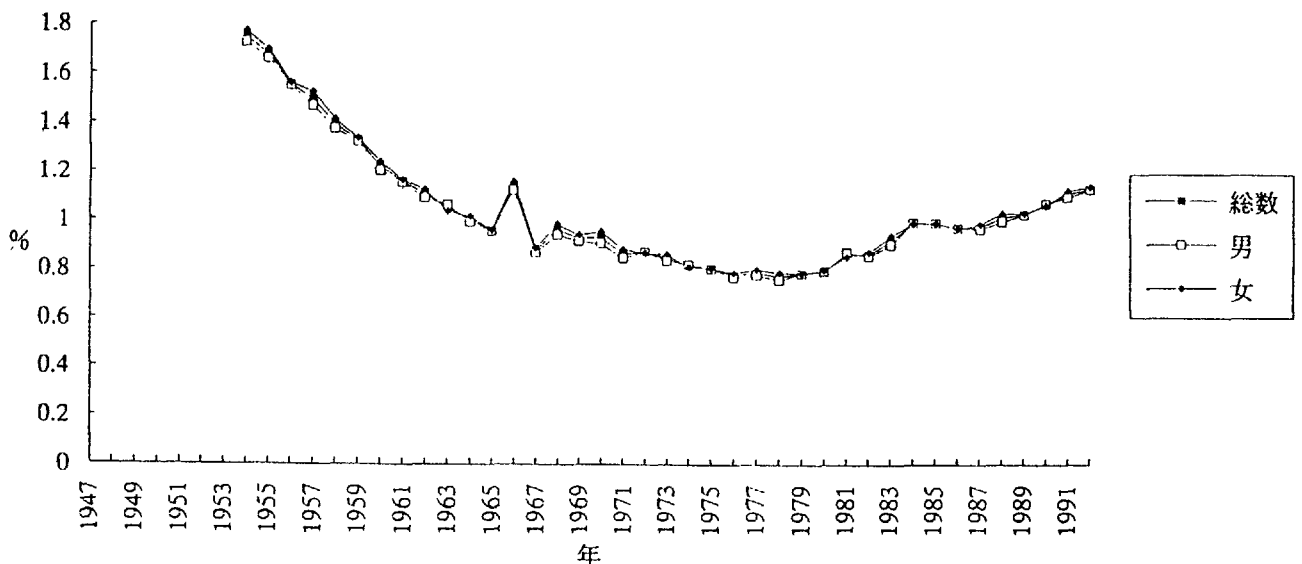


図2-1.2 非嫡出出生割合



養護施設入所児中の被虐待児とその他の児童について比較検討した。被虐待児178人中90人(50.6%)が望まれない出生であった。その他の児童では111人中親たちに望まれていなかったものは21人(18.9%)であった。両群には統計学的に有意な差が認められた(表2-1.1)。

表2-1.1 望まれた出生かどうか

| | 人数(%) | |
|---|------------|------------|
| | 被虐待児G | 統制G |
| N(人数) | 178(100.0) | 111(100.0) |
| 両親に望まれていた | 88(49.4) | 90(81.1) |
| 望まれていなかった | 90(50.6) | 21(18.9) |
| ----- | | |
| χ^2 検定: $\chi^2 = 28.9368$ $P < 0.0001$ D.F. = 1 | | |
| ----- | | |
| (「望まれていない」内訳) | | |
| 両親に望まれていなかった | 11(6.2) | 0(0.0) |
| 実父に望まれていなかった | 25(14.0) | 6(5.4) |
| 実母に望まれていなかった | 17(9.6) | 6(5.4) |
| 祖父母等親族に望まれていなかった | 18(10.1) | 6(5.4) |
| その他・望まれていなかった | 19(10.7) | 3(2.7) |

その他の事象も、「望まない妊娠の結果生まれた児」を部分的には反映するともわれるが、これを直接変数として扱われておらず、目的とした概数を把握することはできなかった。

2) 柏女と野田は共同して、望まない妊娠により出生した児の実態分析を行った。厚生省児童家庭局『養護児童等実態調査結果の概要(平成4年12月1日現在)』により、養護施設、乳児院、里親等に措置・委託されている児童であって、望まない妊娠によって出生した可能性が高い養護児童を把握しようとした。0才での委託(表2-2.1)、養育拒否、父母の行方不明、父母の離婚、未婚、父母の放任・怠惰、父母の虐待・酷使、棄児(表2-2.2)、などがこれに該当すると考えた。なかでも里親、乳児院、養護施設の措置児に望まない妊娠で出生した可能性が高いと思われるので、この視点からこの資料をさらに詳細に検討するつもりである。調査資料の利用を申請中である。

表2-2.1 委託時又は入所時の年齢別児童数

| | 児童数 | | | | | | 構成割合(%) | | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 里親委託児 | 養護施設児 | 情緒障害児 | 教護院児 | 乳児院児 | 母子寮児 | 里親委託児 | 養護施設児 | 情緒障害児 | 教護院児 | 乳児院児 | 母子寮児 |
| 総数 | 2,678 | 26,725 | 491 | 1,925 | 2,693 | 7,518 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 0歳 | 295 | 55 | - | - | 2,195 | 795 | 11.0 | 0.2 | - | - | 81.5 | 10.6 |
| 1歳 | 347 | 811 | - | - | 436 | 735 | 13.0 | 3.0 | - | - | 15.2 | 9.8 |
| 2歳 | 583 | 5,419 | - | - | 54 | 789 | 21.8 | 20.3 | - | - | 2.0 | 10.5 |
| 3歳 | 389 | 3,634 | - | - | 2 | 778 | 14.5 | 13.6 | - | - | 0.1 | 10.3 |
| 4歳 | 227 | 2,368 | - | - | - | 716 | 8.5 | 8.9 | - | - | - | 9.5 |
| 5歳 | 156 | 2,043 | - | - | - | 702 | 5.8 | 7.6 | - | - | - | 9.3 |
| 6歳 | 177 | 2,405 | 17 | - | - | 589 | 6.6 | 9.0 | 3.5 | - | - | 7.8 |
| 7歳 | 88 | 1,682 | 21 | 8 | - | 474 | 3.3 | 6.3 | 4.3 | 0.4 | - | 6.3 |
| 8歳 | 88 | 1,514 | 36 | 13 | - | 409 | 3.3 | 5.7 | 7.3 | 0.7 | - | 5.4 |
| 9歳 | 69 | 1,334 | 43 | 29 | - | 384 | 2.6 | 5.0 | 8.8 | -1.5 | - | 5.1 |
| 10歳 | 49 | 1,177 | 61 | 39 | - | 302 | 1.8 | 4.4 | 12.4 | 2.0 | - | 4.0 |
| 11歳 | 41 | 1,012 | 47 | 105 | - | 252 | 1.5 | 3.8 | 9.6 | 5.5 | - | 3.4 |
| 12歳 | 47 | 1,036 | 58 | 229 | - | 185 | 1.8 | 3.9 | 11.8 | 11.9 | - | 2.5 |
| 13歳 | 28 | 1,005 | 119 | 554 | - | 123 | 1.0 | 3.8 | 24.2 | 28.8 | - | 1.6 |
| 14歳 | 30 | 735 | 76 | 642 | - | 81 | 1.1 | 2.8 | 15.5 | 33.4 | - | 1.1 |
| 15歳 | 30 | 355 | 12 | 271 | - | 69 | 1.1 | 1.3 | 2.4 | 14.1 | - | 0.9 |
| 16歳 | 16 | 72 | 1 | 22 | - | 29 | 0.6 | 0.3 | 0.2 | 1.1 | - | 0.4 |
| 17歳 | 15 | 44 | - | 7 | - | 10 | 0.6 | 0.2 | - | 0.4 | - | 0.1 |
| 18歳以上 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平均年齢 | 4.4歳 | 6.4歳 | 11.8歳 | 13.7歳 | 0.5歳 | 5.4歳 | - | - | - | - | - | - |

注) 総数には、年齢不詳、入所後出生(母子寮児)を含む。

表2-2.2 養護問題発生理由別児童数

| | 児童数 | | | | | | 構成割合(%) | | | | | |
|--------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 里親委託児 | 養護施設児 | 情緒障害児 | 教護院児 | 乳児院児 | 母子寮児 | 里親委託児 | 養護施設児 | 情緒障害児 | 教護院児 | 乳児院児 | |
| 総数 | 2,678 | 26,725 | 491 | 1,925 | 2,693 | 7,518 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 父母の死亡 | 123 | 1,246 | 5 | 57 | 49 | 49 | 4.6 | 4.7 | 1.0 | 3.0 | 1.8 | |
| 父母の行方不明 | 468 | 4,942 | 10 | 66 | 300 | 300 | 17.5 | 18.5 | 2.0 | 3.4 | 11.1 | |
| 父母の離婚 | 241 | 3,475 | 34 | 463 | 101 | 101 | 9.0 | 13.0 | 6.9 | 24.1 | 3.8 | |
| 両親の未婚 | * | * | * | * | 577 | 577 | * | * | * | * | 21.4 | |
| 父母の不和 | 39 | 429 | 28 | 136 | 101 | 101 | 1.5 | 1.6 | 5.7 | 7.1 | 3.8 | |
| 父母の拘禁 | 57 | 1,083 | 5 | 20 | 94 | 94 | 2.1 | 4.1 | 1.0 | 1.0 | 3.5 | |
| 父母の入院 | 156 | 3,019 | 6 | 28 | 285 | 285 | 5.8 | 11.3 | 1.2 | 1.5 | 10.6 | |
| 家族の疾病の付添 | * | * | * | * | 38 | 38 | * | * | * | * | 1.4 | |
| 次子出産 | * | * | * | * | 33 | 33 | * | * | * | * | 1.2 | |
| 父母の就労 | 143 | 2,968 | 15 | 110 | 242 | 242 | 5.3 | 11.1 | 3.1 | 5.7 | 9.0 | |
| 父母の性格異常・精神障害 | 140 | 1,495 | 42 | 55 | 234 | 234 | 5.2 | 5.6 | 8.6 | 2.9 | 8.7 | |
| 父母の放任・怠だ | 120 | 1,920 | 40 | 505 | 72 | 72 | 4.5 | 7.2 | 8.1 | 26.2 | 2.7 | |
| 父母の虐待・酷使 | 50 | 947 | 22 | 73 | 39 | 39 | 1.9 | 3.5 | 4.5 | 3.8 | 1.4 | |
| 棄児 | 210 | 270 | 3 | 9 | 123 | 123 | 7.8 | 1.0 | 0.6 | 0.5 | 4.6 | |
| 養育拒否 | 568 | 1,131 | 11 | 58 | 142 | 142 | 21.2 | 4.2 | 2.2 | 3.0 | 5.3 | |
| 破産等の経済的理由 | 81 | 939 | 4 | 23 | 77 | 77 | 3.0 | 3.5 | 0.8 | 1.2 | 2.9 | |
| 児童の問題による監護困難 | 34 | 1,562 | * | * | 12 | 12 | 1.3 | 6.2 | * | * | 0.4 | |
| その他 | 248 | 1,199 | 42 | 112 | 174 | 174 | 9.3 | 4.5 | 8.6 | 5.8 | 6.5 | |
| 特になし | * | * | 224 | 210 | * | * | * | * | 45.6 | 10.9 | * | |

注) *は調査項目としてない。

3)一般乳幼児における望まない妊娠で生まれた子どもに関する研究：

この研究の目的は、次の2点である。

- 1)望まない妊娠で出生する児の実態を明らかにする、
- 2)これらのうち、①児が心身の発達や情緒・行動の問題をもつ、
②母親が養育に困難であるなどのために、

なんらかのケアを要するにいたる関連の要因を明らかにすることである。

北は、上述の要因を含む調査表 を作製し、母親に記入を依頼した。1995年1月から2月にかけて、A区の保健所で乳幼児健診時に配布し、保健所の次回来所するとき、一部は郵送により回収した。今年度は予備調査として位置づけ、以下のとおり、調査表の妥当性を検討し、概数の把握を試みた。回収された調査表は、96通、うち男児48人、女児43人、(性別無記入5人)であった。生後3カ月から4カ月の乳児が中心で、母親の年齢分布は16から36歳。24~31歳にピークがあった(表2-3.1)。祖父あるいは祖母と同居している拡大家族は9%であった。

表2-3.1 対象

| | |
|-------|-------|
| 総数 | 96人 |
| 男児 | 48人 |
| 女児 | 43人 |
| 不明 | 5人 |
| 日齢 | |
| 平均 | 162日 |
| 標準偏差 | 110 |
| 母親の年齢 | |
| 平均 | 27.7歳 |
| 標準偏差 | 3.92 |
| 家族構成 | |
| 核家族 | 91% |
| 拡大家族 | 9% |

望まない妊娠と関連があると考えられる要因の出現率を列举すると、予定した妊娠でないもの、39%、若年妊娠(20歳以下)3%、妊娠中のケアの問題について、妊婦検診を受けなかった0%、飲酒2%、喫煙4%をしたなどであった(表2-3.2)。

表2-3.2 望まない妊娠で生まれた児の関連要因の出現率

| | |
|-------------|-----|
| 予定外の妊娠 | 39% |
| 若年妊娠(20歳以下) | 3% |
| 妊娠中のケア | |
| 検診を受けない | 0% |
| 飲酒した | 2% |
| 喫煙した | 4% |

妊娠中の気持ちをきいた質問で、苦しく辛かった 17%、家庭内で気苦労が多かった 18%、妊娠がわかったときうれしかったにいいえと回答したもの 4%、などであった（表2-3.3）。

表2-3.3 妊娠中の気持ち

（回答者の人数 %）

| | はい | どちらでもない | いいえ |
|------------------------|------|---------|------|
| 妊娠したとわかったときうれしかった | 84.2 | 11.6 | 4.2 |
| 妊娠中自分のことでストレスがあつて大変だった | 29.2 | 25.0 | 45.8 |
| 自分が病気などをして心配した | 15.6 | 9.4 | 75.0 |
| 生まれてくる子のことが楽しみだった | 95.8 | 4.2 | 0.0 |
| 妊娠中家庭内に気苦労が多くて大変だった | 17.7 | 17.7 | 64.6 |
| 妊娠は苦しく辛かった | 16.7 | 35.4 | 47.9 |

表2-3.4 出産後の気持ち

（回答者の人数 %）

| | はい | どちらでもない | いいえ |
|------------------|-------|---------|------|
| 出産は達成感があつてよかった | 63.0 | 26.1 | 10.9 |
| 育児に対する不安がある | 33.7 | 39.1 | 27.2 |
| 自分の仕事の関係で葛藤がある | 12.2 | 13.3 | 74.4 |
| 赤ちゃんはとてもかわいい | 100.0 | 0.0 | 0.0 |
| 家庭でもめることがある | 16.1 | 20.4 | 63.4 |
| 赤ちゃんの世話は大変である | 50.5 | 30.1 | 19.4 |
| 家族の育児への協力に満足している | 51.6 | 36.6 | 11.8 |

なおこの標本では生まれてきた赤ちゃんについて全員がかわいいと思うと回答した（表2-3.4）。出生までのいくつかの否定的要因を持っていても、生まれた児に対しては親和的であるという一般の母親の姿を示している。この対象が乳児検診を介して行われているため、児に対して否定的な感情を持つ母親が対象になりにくいということも考えられる。

これら予定した妊娠でなかったこととそのほかの関連要因との関係についてはさらに例数を増やして検討を加える予定である。

調査表の再テスト信頼性、妥当性についても検討中である。今後、標本抽出法を検討し、望まない妊娠群を検討するに十分なデータ数をえられる規模の調査を行う予定である。

上林は2-3才児を持つ母親を対象に同様の調査を計画した。目的は①望まない妊娠で出生した児の頻度、②これらの児の発達、および情緒と行動の問題の実態、③これらの児の母親の精神的健康の状態などについて明らかにし、④これらからケアを要する児と母親に関連する要因を分析することである。

幼児の精神保健に関する調査表 を作製した。これは母親が記載するものとして作製した。A. 家族構成、B. 妊娠・妊娠中、C. 出産時、D. 生後3カ月まで、E. 4カ月以降、F. 母親の生活と意見、G. 生活環境、H. 夫婦のコミュニケーション、I. 2年間のライフイベントからなっている。同時に、子どもの行動調査表(CBC L)とGHQを用いた。前者は米国ベルモント大学のAchenbachが作製した子どもの情緒と行動の障害についてのチェックリストで、国際的にひろく臨床やリサーチで、用いられている。2-3才用のチェックリストの日本語版を作製した。留学経験のある心理学者を含み、部内で協議しながら翻訳し、2人のネイティブスピーカーの検討を経て、第3の日米両国語に堪能な英国人にバックトランスレーションを依頼して作製した。GHQ (General Health Questionnaire)は、英国のGoldbergが非器質性、非精神病性の精神障害のスクリーニング・テストとして開発したものである。中川による日本語版があり、16/17を区分点とされている。

今年度は、東京近郊の市内の幼稚園・保育園の協力をえて、予備調査を実施した。1保育園のみが回収済みである。妊娠がわかったときいつか赤ちゃんをほしいと思っていて、妊娠の時期がちょうど望んでいたときか遅かったというものが23人、赤ちゃんをほしいと思っていなかったというものは6人、ほしいと思っていたが望んでいたよりも早いというものが8人であり、14人(41%)が望まない妊娠であるという結果であった。北の結果とほぼ一致する40%が望まない妊娠で生まれていた。

妊娠中ケア、乳児期の母親の精神保健と望まない妊娠であるか否かの関連、さらには、児の情緒や行動の問題とどのような関連があるか検討をくわえる予定である。若干の調査内容、方法の検討をくわえ、次年度には、さらに対象を拡大して調査を行うべく準備している。

4) 児童相談所における養護相談からみた望まない妊娠で生まれた児と母親についての研究

藤井(和)は、児童相談所において扱われる未就学年齢の養護ケースを対象に、

望まない妊娠で出生した児の実態を把握するため調査を企画した。相談員が担当する半構造化面接票と保護者に対する質問表を作製した。千葉県と埼玉県の一部の児童相談所でパイロットスタディを行った。その結果、養護ケースでは母親が不在である例が多く、父親・そのほかからの情報をもとに評価しなければならない点で、当初作製した調査表を若干手直しを必要としている。当初はインタビュー面接時に、聞き取りで調査を実施する予定であったが、ケースワークの経過の中で情報をうる適切な時期と方法についても再検討する予定である。平成7年度には4県の児童相談所にて本調査にはいる予定で準備を進めている。

3 望まない妊娠で出生した児と母親のケアに関する研究

1) 特別養子縁組の実態と課題－児童福祉の視点から－（柏女）

本年度は特別養子縁組の仕組み、児童福祉との関連、実態等について文献研究及び法務省・厚生省等による調査資料をもとに、分析を行い次の通りの結果をえた。

(1) 特別養子縁組と児童福祉：特別養子縁組は民法等改正により昭和63年1月から要保護児童の福祉、安定を図るために導入された制度である。原則として6歳未満の低年齢児童の「利益のために特に必要がある」（民法第817条の7）、換言すれば、実親よりも養親に養育された方が児童の福祉のために有益であることが確実である場合に、家庭裁判所の審判によって成立するものである。特別養子縁組の場合、実親との縁が断絶され、しかも原則として離縁が認められず、また、対象となる児童も本来要保護児童であるため、原則として、その斡旋、養親子の適合性等の判断等について児童相談所及び社会福祉法人又は民法法人（以下「社会福祉法人等」という。）といった児童福祉機関が関与することとされている。特別養子縁組成立までの手続きは多様であるが、典型例としては、児童相談所が斡旋し、里親を経たタイプを挙げることができ、その場合の手続きの流れは図3-1.1のように整理することができる。

(2) 特別養子縁組の実態：最高裁判所事務総局編「司法統計年報（3 家事編）」

(1)の各年報告により、特別養子縁組認容件数の推移を斡旋の有無別に整理したものが表3-1.1である。これによると、制度が導入された昭和63年から平成5年までの6年間に認容された特別養子縁組は4185件であり、その数は平成元年以降減少傾向にある。しかし、斡旋の有無別で見ると、児童相談所その他斡旋機関有りの件数は300件～400件で推移しているのに対し、斡旋のないものの件数の減少が顕著である。さらに、斡旋機関としては児童相談所がそのほとんどを占めている。社会福祉法人等による斡旋は、数は少ないが増加している。表には載せていないが、申立てが認

図3-1.1特別養子縁組に係る児童相談所の対応

(里親委託されている事例の場合)

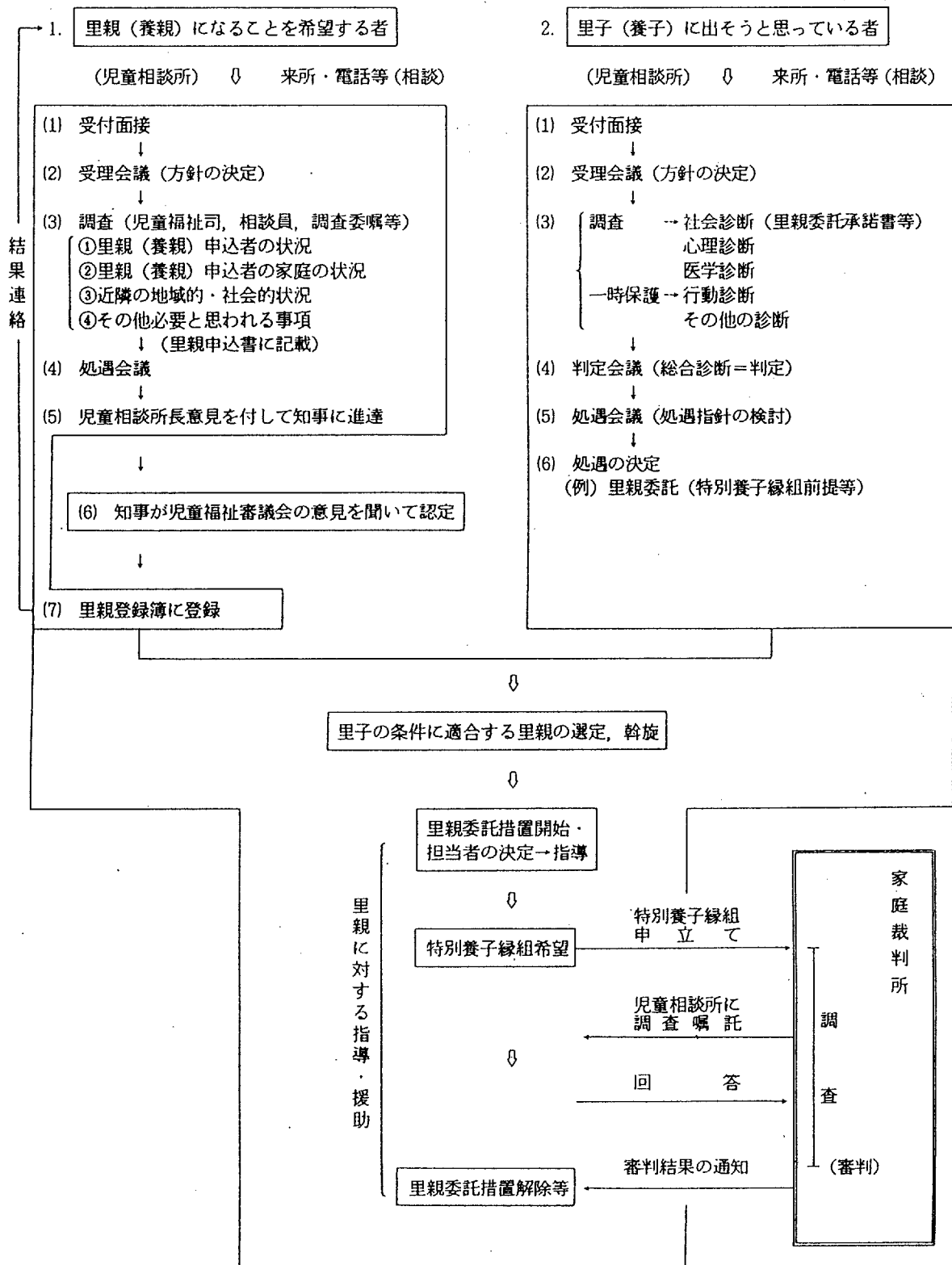


表3-1.1

特別養子縁組認容件数の斡旋の有無別件数の推移

| | 昭63 | 平1 | 平2 | 平3 | 平4 | 平5 |
|---------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 総認容件数 | 730 | 1,205 | 743 | 578 | 469 | 460 |
| 斡旋有り | 254 | 382 | 392 | 361 | 318 | 343 |
| 児童相談所 | 238 | 354 | 356 | 331 | 289 | 300 |
| 社会福祉法人等 | 16 | 28 | 36 | 30 | 29 | 43 |
| 斡旋無し | 476 | 823 | 351 | 217 | 151 | 117 |

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報－3 家事編－』各年 より筆者作成

表3-1.2

特別養子縁組認容件数の嫡・非嫡別件数の推移（括弧内は％）

| | 昭63 | 平1 | 平2 | 平3 | 平4 | 平5 | 計 |
|-------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 総認容件数 | 730 (100.0) | 1,205 (100.0) | 743 (100.0) | 578 (100.0) | 469 (100.0) | 460 (100.0) | 4,185 (100.0) |
| 嫡出 | 199 (27.3) | 342 (28.4) | 163 (21.9) | 112 (19.4) | 89 (19.0) | 88 (19.1) | 993 (23.7) |
| 非嫡出 | 531 (72.6) | 863 (71.6) | 580 (78.1) | 466 (80.6) | 380 (81.0) | 372 (80.9) | 3,192 (76.3) |
| 認知有り | 49 | 64 | 41 | 28 | 18 | 28 | 228 |
| 認知無し | 482 | 799 | 539 | 438 | 362 | 344 | 2,964 |

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報－3 家事編－』各年 より筆者作成

容される割合も、斡旋有りの場合の方がそうでない場合より圧倒的に高く、そのほとんどが認容されている。制度の定着とともに、児童の要保護性に着目するという制度本来の趣旨が生かされてきている結果とみることができる。

また、表3-1.2は、特別養子縁組認容件数を児童の嫡出・非嫡出別に整理したものである。これによると、非嫡出子は全体の4分の3以上に及び、平成3年からは80

パーセントを超えている。しかも、非嫡出子のうち、一方の親から認知されていないものが92.9パーセントに及んでいる。この結果から、特別養子縁組が認容された児童は、その多くが望まない妊娠により出生した児であることが推察される。

(3) 児童福祉機関の関与の実態：表3-1.3は、平成5年の特別養子縁組既済事件数について斡旋の有無及び斡旋機関別に、児童の年齢及び平均監護期間を整理したものである。これによると、斡旋無しの場合は、0歳児及び6歳以上児が斡旋有りに比べて多く、申立てに至るまでの平均監護期間が長くなっている。一方、斡旋有りの場合は、特に社会福祉法人等においては0歳児が多く、しかも申立てに至る前の平均監護期間が最も短くなっているのに対し、児童相談所の場合は、1～2歳が最も多く、平均監護期間は両者の中間となっている。

このことから、社会福祉法人等が斡旋する場合は、数が少ないものの生後すぐに養親となるべき者に委託され、比較的早く特別養子縁組の申立てがなされ、児童相談所の場合は、もう少し後に委託がなされ、さらに、比較的慎重に申立てがなされていることが推測される。一方、斡旋無しの場合には、比較的早く委託された後、比較的長期の養育がなされ、その後に申立てがなされていることが推測される。このように、特別養子縁組成立に至る経過については、斡旋の有無・斡旋機関により異なる特徴が指摘でき、これが特別養子となるべき児童及びその親の事情によるのか、あるいは斡旋及びその後の調査を担当する機関の特徴によるのか、さらにはその両者によるのか慎重に吟味していくことが必要である。

表3-1.3 斡旋の有無・斡旋機関別確定時児童年齢及び平均監護期間別特別養子縁組事件数
(平成5年。括弧内は%)

| | 0歳 | 1～2歳 | 3～5歳 | 6歳以上 | 計 | 平均監護期間 |
|---------|---------------|---------------|---------------|--------------|----------------|--------|
| 斡旋有り | 65 (18.0) | 154 (42.5) | 119 (32.9) | 24 (6.6) | 362 (100.0) | 21.5ヵ月 |
| 児童相談所 | 39 (12.3) | 140 (44.3) | 113 (35.8) | 24 (7.6) | 316 (100.0) | 22.4ヵ月 |
| 社会福祉法人等 | 26 (56.6) | 14 (30.4) | 6 (13.0) | 0 (0.0) | 46 (100.0) | 15.6ヵ月 |
| 斡旋無し | 67 (23.5) | 54 (18.9) | 105 (36.8) | 59 (20.7) | 285 (100.0) | 27.2ヵ月 |
| 計 | 132 (20.4) | 208 (32.1) | 224 (34.6) | 83 (12.8) | 647 (100.0) | 24.0ヵ月 |

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報—3 家事編—（平成5年）』（1994）
より筆者作成

(4) 児童相談所が斡旋した特別養子縁組の分析：表3-1.1にみるように、現在では、児童相談所が斡旋した後特別養子縁組を申し立て、認容されるという図3-1.1に示す経過をたどるケースが典型となりつつある。また、司法統計年報によれば、斡旋無しの場合においても、認容されるケースは、そうでないケースより、児童相談所への調査嘱託が行われる場合が圧倒的に高いことが示されている。

表3-1.4 全国児童相談所における特別養子縁組斡旋の里親経由割合の推移（括弧内は％）

| | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 計 |
|--------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 斡旋総件数 | 360 (100.0) | 329 (100.0) | 512 (100.0) | 1,201 (100.0) |
| 里親経由件数 | 349 (96.9) | 314 (95.4) | 490 (95.7) | 1,153 (96.0) |

出典：厚生省児童家庭局「児童相談所業務報告」（平成3～5年度報告）
より筆者作成

注：平成5年度が多くなっているのは、大阪市が前年度の28件から167件に激増していること
によっている。

表3-1.3、表3-1.4は、厚生省児童家庭局が、毎年5月1日現在をもって各児童相談所から報告を求めている「児童相談所業務報告」の特別養子に関する部分について、児童家庭局の協力により過去3年間にわたって別途集計したものである。これによると、児童相談所が特別養子縁組を斡旋する場合には、ほとんど里親委託措置を経由させていることがわかる。これは、養子となるべき者と養親になるべき者との適合性判断のため、厚生省通知(2)により、里親委託を勧めることが適当との指導がなされていることが大きく影響しているとみることができる。

このように、特別養子縁組制度は、制度発足後6年を経て、要保護児童の福祉施策の一環として定着しつつあることが言える。しかも、その対象となる児童には、望まない妊娠により出生した児が多く含まれていることが推測される。

斡旋の方法としては、児童相談所が斡旋し、里親委託を経て申し立てがなされる場合が主流となりつつあるが、一方、斡旋無しの場合や社会福祉法人等が斡旋を行っている縁組は、公的機関である児童相談所が行っている縁組とは事情が異なっていることも推測され、児童相談所が吸収しきれないニーズを社会福祉法人等やその他の斡旋がカバーしている可能性もありそうである。今後は、以上の結果に基づき、個々の縁組事例を詳細に分析していく作業が必要である。

今後、平成3～5年度に千葉県児童相談所が斡旋を行った20事例について、児童

相談所、家庭裁判所、里親会の協力のもとに研究班を構成し、事例研究を行いつつ特別養子縁組制度運用実態と課題について考察を行う予定である。

2) 入所型施設での児及び母親にたいする援助：

望まない妊娠であっても、子どもを産む選択をした、あるいはせざるを得ないことがしばしば生ずる。これらの母親を、1時的に生活や育児について援助し、将来の積極的な生活設計をたてる場を提供するのが入所型施設である。

松原は母子寮と法外施設ではあるが一時保護、緊急保護を行う施設を対象に次の4点を目的に調査を開始した。①その位置づけ、②利用者の状況と・養育課題の明確化、③当該施設で提供される援助プログラムの検討、④利用者を含めたプログラムの評価である。当該施設のなかの援助職員からのききとりと、ケース記録を資料にした。その結果ケアに際しては次の3点を指摘した。①女性性と母性性が援助の具体的課題であり、従来の母子一体という生活パターンについての再検討の必要である。②育児に対する意欲の減退や育児力の脆弱さを鑑み、養育支援、ペアレンティングが必要不可欠である。③関係諸機関の連携：当該施設内で援助は完結しないので、望まぬ妊娠から出産にいたるプロセスでのストレスに対する「いやし」、経済援助など。今後事例検討を重ね、入所型施設での処遇のあり方を明らかにする予定である。

3) 望まない妊娠で生まれた子どもの乳児院での処遇に関する研究

庄司は望まない妊娠で生まれたこどもの乳児院での処遇を担当した。まずはじめに、全国乳児委員協議会の資料をもとに、乳児院の入所理由のうち「遺棄」「虐待」をとりあげ、この20年間推移を分析した。「遺棄」の件数は昭和40年代後半から50年代半ばにかけて減少傾向を示していたが、その後漸増傾向にある(図3-3.1)。「虐待」ではこの20年増加つづけている(図3-3.2)。また、遺棄される状況を見ると、望まない妊娠で生まれた乳児の遺棄では、病院や住宅の玄関など人目につきやすいところに遺棄するもののほか、ゴミ袋に入れられ、自動車の下に置かれるというような生存が危ぶまれる状況での遺棄が見られている。今後は、乳児院での経過、退所先の検討を行い、ケアのあり方を考察する予定である。

次に、「望まない妊娠で生まれた児」に関連する要因を抽出するために、事例を検討した。「遺棄」された子どもについてはこれらを解明する手がかりが足りない。しか事例からは、未婚、婚外の妊娠、若年の母親などがあげられる。母親自身が安定した家庭環境で育っていないことがうかがわれ、その生育歴に注目することが指摘された。

図3-3.1 入所理由が「遺棄」あるいは「虐待」の件数の推移

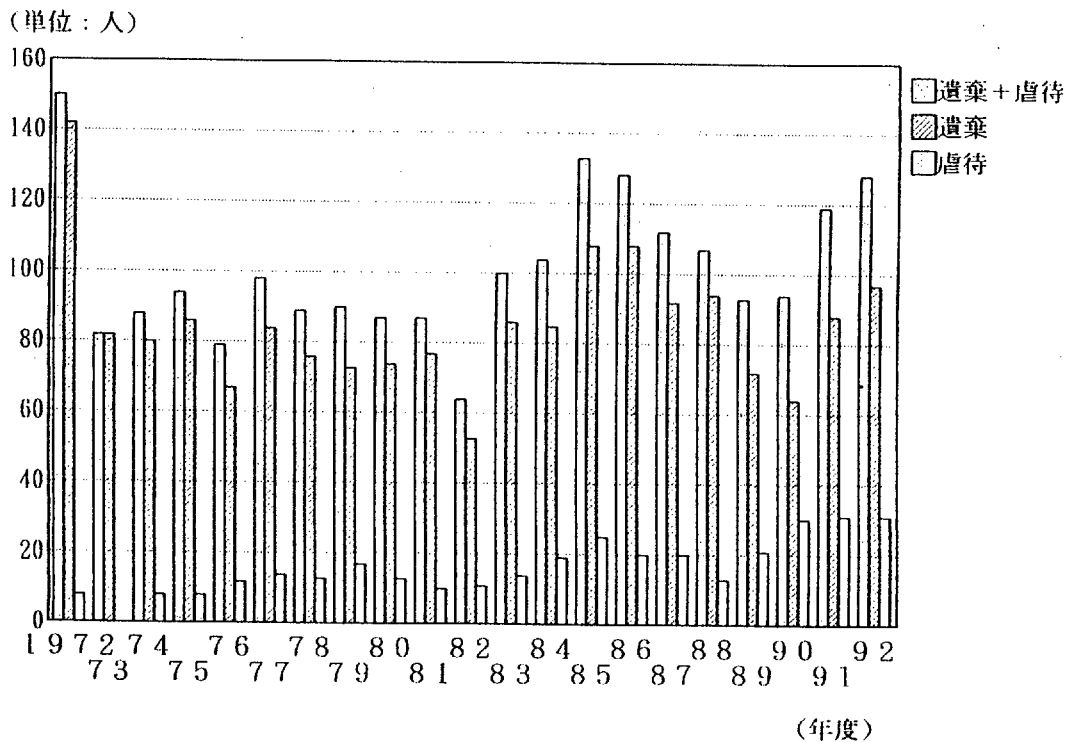
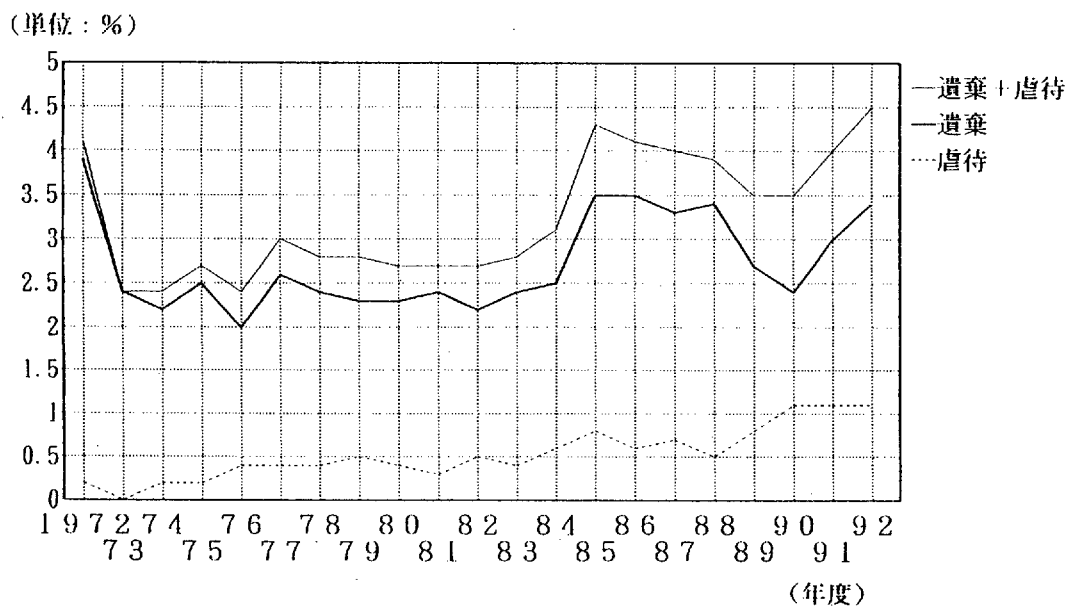


図3-3.2 入所理由に占める「遺棄」あるいは「虐待」の頻度の推移



4) 児童虐待にみる「望まない妊娠で生まれた子ども」に関する研究

藤井（東）は、現在継続中の自験例と文献的資料をもとに、児童虐待にいたる背景を明らかにし、望まない妊娠から虐待にいたるリスク要因を抽出した。これをもとに作製した調査表を用い、過去3年間に児童相談所で扱った33例と厚生省家庭

児童局監修の相談事例集に記載された16例、合計49例を対象に、予備調査を行った。

望まない妊娠で生まれた子が被害者になっている例が14例あった。この14例に共通することとして、①幼児期に身体的虐待が発生している、②行為が頻繁に行われている、③加害者は、行為に対して「被虐待児に問題がある」という何らかの言い訳を持っている、④他の兄弟姉妹には、虐待はない。むしろ可愛がりよく世話をしている。こども側の要因としてすでに指摘されている、⑤「育てにくい子」である、⑥乳児期、幼児期前期に放置されたり他の養育者に育てられたり不適切な養育体験をもっている、⑦配偶者との間になんらかの葛藤がある、⑧加害者もその配偶者も近隣から孤立していて、相談相手を持っていない。⑨配偶者は、虐待に対して無関心であったり、加害者の言い訳に同調的である。⑩児童相談所の処遇としてほとんどが養育施設で保護の措置をとっている。

これらのことが複雑に絡み合い影響し合って深刻な悪循環を作り上げている。このため、児童相談所の処遇としてほとんどが第一義的な養育の場である家庭から被虐待児を引き離し、代替え養育機能である養護施設で保護の措置をとらなければならない状況になっている。また、加害者やその配偶者への援助が求められているが困難な状況にある。

以上の実態に対応するために下記のことが求められる。

(1) 「望まない妊娠」をした婦人・その配偶者（内縁関係含む）への相談援助体制の強化。（例えば、母子相談員・婦人相談員・特別養子縁組み斡旋団体の育成強化）

(2) 1才6月・3才児健診でのハイリスクの養育者への相談・早期発見体制の強化。

(3) 児童相談所でのハイリスクの養育者（加害者やその配偶者）への相談援助体制の強化。

(4) 虐待防止センター等の地域ケアシステムの育成

5)精神科臨床における望まない妊娠で生まれた子どもに関する研究

森岡は大学病院精神科を受診した児童・青年期患者のなかで、望まない妊娠で生まれた子どもに注目し、事例検討を通じてリスク要因を報告した。これらのケースは実母が養育にあたってきた例であるが、母親および父親自身の生育歴にすでに多くの問題を持っていることを、Parental Bonding Instrument(PBI)を用いて指摘し、世代をへて問題が伝えられることを強調した。これらをもとに作製した調査表を用い、臨床例における望まれない妊娠で生まれた子の実態を明らかにし、治療的・予防的介入のあり方を検討する予定である。

Ⅳ まとめ、今後の課題

「望まない妊娠で生まれた児と母親のケア」のあり方についての検討を進めるにあたって、「望まない妊娠で生まれた」をいかに規定するかが第1の問題点であった。望まない妊娠であっても児を出生するにいたるまでに、妊娠について児についてのとらえかたに変化することもあるので、いつの時点でとらえるかを明確にしておくことがこの班の出発点の課題であった。これについては、文献や臨床事例から、先に記載した操作的な条件を、望まない妊娠で生まれた子の指標として採用し、研究を進めることで一致した。

「望まない妊娠」で生まれる児の疫学的研究は、ようやく方法としての調査の準備が整ったところである。予備的な調査でえられた範囲では約3分の1の出産が望んでいない妊娠の結果であることを示していた。これらの児と母親はどのような問題を抱えているかなどの実態と、その関連要因についてより広範な調査を行う予定である。児の出生を望んでいた例との比較とともに、望まない妊娠でありながら、児への愛着を形成し、母親役割をうけいれて心身ともに健康な生活をしている場合との違いをとおして、これらの親子に対するケアの手がかりを得ることができると考えている。

望まない妊娠で生まれた子どもは、家庭で養育を受けるほか、児童福祉施設である乳児院や養護施設、そのほか女性保護施設、特別養子縁組みなどのなかで養育されている。これらの子どもについて他の理由でそれぞれの処遇を受けているものと比較しながら、これらの子どもの問題点を明確にし、ケアのあり方を検討できるであろう。相談所来談者、精神科受診児などにおけるなど実際に抱える問題の異なる集団からも多面的に検討を加えたい。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



1.はじめに

生殖をめぐる科学が急速に進歩したにもかかわらず、現代社会では、児が父母に望まれずに誕生する機会は少なくない。子どもにとって、両親から祝福されて生を受けるということが、この上ない幸福の証であるとされてきた。ときには不幸にしてこの最初の関門でつまずきながらも、親として子として家族をなし、生活しているものもあろう。あるいはそれぞれが別個の道をとって歩みつづけることを余儀なくされるものもある。これらの子どもおよび親はともに精神保健上きわめてハイリスクにあると予想される。そのなかで直面する社会的、経済的、あるいは精神心理的な困難を明らかにし、それらに対する対応を検討することが、この分担班に与えられた課題である。